

令和3年度

世田谷区予算説明書

一般会計

国民健康保険事業会計

後期高齢者医療会計

介護保険事業会計

学校給食費会計

令和3年度世田谷区
{

 一 般 会 計
 国民健康保険事業会計
 後期高齢者医療会計
 介護保険事業会計
 学校給食費会計

}
 予算説明書

目 次

作成基準	45頁
予算のミカタ	46
予算編成の概要	
I. 予算編成の基本的考え方	51
II. 当初予算の概要	52
III. 今後の課題（目標）	53
IV. 令和3年度当初予算規模	54
一 般 会 計	55
歳入歳出予算総括	57
令和3年度当初予算総括	58
令和3年度当初財政計画（一般会計）	59
I. 歳入歳出予算事項別明細書	61
1. 総 括	63
2. 歳 入 予 算	69
第 1 款 特 別 区 税	70
第 2 款 地 方 譲 与 税	78
第 3 款 利子割交付金	84
第 4 款 配当割交付金	86
第 5 款 株式等譲渡所得割交付金	88
第 6 款 地方消費税交付金	90
第 8 款 地方特例交付金	92
第 9 款 特別区交付金	94
第 10 款 交通安全対策特別交付金	96
第 11 款 分担金及負担金	98
第 12 款 使用料及手数料	100

第 13 款	国庫支出金	124
第 14 款	都支出金	158
第 15 款	財産収入	218
第 16 款	寄附金	228
第 17 款	繰入金	230
第 18 款	繰越金	236
第 19 款	諸収入	238
第 20 款	特別区債	282
第 21 款	環境性能割交付金	284
3. 歳出予算		287
第 1 款	議会費	288
第 2 款	総務費	290
第 3 款	民生費	330
第 4 款	環境費	364
第 5 款	衛生費	370
第 6 款	産業経済費	384
第 7 款	土木費	390
第 8 款	教育費	416
第 9 款	職員費	440
第 10 款	公債費	448
第 11 款	諸支出金	450
第 12 款	予備費	452
II. 給与費明細書		455
III. 債務負担行為調書		477
IV. 特別区債現在高調書		509
国民健康保険事業会計		513
I. 歳入歳出予算事項別明細書		515
1.	総括	517
2.	歳入予算	521
第 1 款	国民健康保険料	522
第 2 款	一部負担金	526
第 3 款	使用料及手数料	528
第 6 款	都支出金	530
第 7 款	繰入金	534
第 8 款	繰越金	538

第 9 款 諸 收 入	540
3. 歳 出 予 算	547
第 1 款 総 務 費	548
第 2 款 保 険 給 付 費	552
第 4 款 共 同 事 業 抛 出 金	568
第 5 款 保 健 事 業 費	570
第 6 款 職 員 費	572
第 7 款 諸 支 出 金	574
第 12 款 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	578
第 14 款 予 備 費	584
II. 給 与 費 明 細 書	587
後 期 高 齡 者 医 療 会 計	601
I. 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書	603
1. 総 括	605
2. 歳 入 予 算	607
第 1 款 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	608
第 2 款 使 用 料 及 手 数 料	610
第 3 款 繰 入 金	612
第 4 款 繰 越 金	614
第 5 款 諸 收 入	616
3. 歳 出 予 算	627
第 1 款 総 務 費	628
第 2 款 分 担 金 及 負 担 金	630
第 3 款 保 健 事 業 費	632
第 4 款 職 員 費	634
第 5 款 諸 支 出 金	636
第 6 款 予 備 費	638
II. 給 与 費 明 細 書	641
介 護 保 険 事 業 会 計	655
I. 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書	657
1. 総 括	659
2. 歳 入 予 算	663
第 1 款 保 険 料	664

第 2 款	使用料及手数料	668
第 3 款	国庫支出金	670
第 4 款	支払基金交付金	678
第 5 款	都支出金	682
第 6 款	財産収入	686
第 8 款	繰入金	688
第 9 款	繰越金	696
第 10 款	諸収入	698
3.	歳出予算	705
第 1 款	総務費	706
第 2 款	保険給付費	712
第 5 款	基金積立金	732
第 6 款	職員費	734
第 8 款	諸支出金	736
第 9 款	地域支援事業費	740
第 10 款	予備費	746
II.	給与費明細書	749
	学校給食費会計	763
I.	歳入歳出予算事項別明細書	765
1.	総括	767
2.	歳入予算	769
第 1 款	給食費	770
第 2 款	繰入金	772
第 3 款	繰越金	774
第 4 款	諸収入	776
3.	歳出予算	781
第 1 款	学校給食費	782

作成基準

1 予算科目番号

予算科目番号（歳入・歳出の款、項、目、節）は、財務会計に使用する電子計算管理番号と同一の番号を用いて記載した。

2 説明項目

歳入予算

(1) 項目の記載例

- ・ 細節…………… 1 ○○費（○○部） 100,000
- ・ 充当事業…………… 充当事業：○○○○・P100

細節番号は、電子計算管理番号を用いて記載した。

P100に記載の○○○○（予算事業名）に特定財源として充当している。

歳出予算

(1) 大事業項目・予算事業項目の記載例

- ・ 大事業項目（予算額＝予算事業項目の積上げ額）…………… 1 ○○事務運営費 2,500,000
- ・ 予算事業項目…………… 1 ○○事業（○○部） 150,000

(2) 事業の名称

原則として、予算事業項目で全事業名を記載した。

(3) 投資的経費事業

投資的経費事業は全てゴシック体で表わした。

(4) 財源充当

歳出事業の該当事業単位に財源充当し、財源内訳、予算額を記載した。

3 科目の統廃合・組替えについて

目を統廃合・組替え・新設した場合は、前年度欄を「0千円」として表示した。また、各款・各項の前年度欄には前年度予算額を記載した。

4 組織名については、令和3年4月1日改正予定の組織案で表示した。

5 各表の数値及び構成比は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値が一致しない場合がある。

6 増減率1,000.0%以上については、-％で表示した。

予 算 の ミ カ タ

	(款) 07 土木費	(項) 04 公園費			前年度の当初 予算と比べた 増減です。
款	項	本年度	前年度	比較	財源内訳
	目				
	02 公園新設改良費	3,522,025	4,406,319	△ 884,294	特定財源 A 3,140,651 (財源内訳) { 国庫補助金 } 967,945 { 都補助金 } 947,706 { 基金繰入金 } 625,000 { 特別区債 } 600,000 一般財源 B 381,374
				国や都からの 補助金や交付金です。	
				借入金のことです。	歳入科目
				この場合は 公園・身近な広場の新設改良 を行うために使用する特定財 源以外の財源です。	

特定財源 (A) + 一般財源 (B)

令和3年度の

款07土木費 項04公園費 目02公園新設改良費に充てられた財源の合計です。

※特定財源とは、歳入のうち、特定の目的のために使用することを決められている財源です。

ここでは、公園・身近な広場新設改良事業費に充てる特定財源の内訳が記載されています。

※一般財源とは、歳入のうち、特別区民税など特定の目的に限定せず、どのような経費にも使用する財源です。

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
07 報償費	27	1 公園・身近な広場新設改良事業費	I 3,522,025
10 需用費	40	1 緑道整備 (みどり33推進担当部)	D 20,590
11 役務費	13	2 公園新設 (みどり33推進担当部)	E 241,437
12 委託料	240,800	特財：国庫支出金 44,300、都支出金 89,136	
14 工事請負費	545,000	その他 35,000	
16 公有財産購入費	2,736,145	3 公園用地買収 (みどり33推進担当部)	F 2,753,778
費目		特財：国庫支出金 885,645、都支出金 797,630	
		特別区債 600,000、その他 350,000	
		4 大規模公園改修 (みどり33推進担当部)	G 270,380
		特財：都支出金 55,940、その他 100,000	
		5 公園・身近な広場改修 (みどり33推進担当部)	H 235,840
		特財：国庫支出金 38,000、都支出金 5,000	
		その他 140,000	

節 (C)

令和3年度の

款07土木費 項04公園費 目02公園新設改良費の費目の内訳です。

各予算事業 (D+E+F+G+H) = 大事業項目 (I)

この場合、令和3年度の

款07土木費 項04公園費 目02公園新設改良費の予算の合計です。

予算編成の概要

I. 予算編成の基本的考え方

○国の状況及び経済動向

令和3年度の国の経済見通しは、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の着実な実施等により、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。」としています。

しかしながら、令和2年度の我が国経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、緊急経済対策等の効果により、持ち直しの動きがみられるが、コロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復はいまだ途上にある。」としており、実質賃金や個人消費は依然として厳しい状況にあります。

また、東京都を中心に感染者の急激な増加が続いており、再び緊急事態宣言が発出されるなど、感染症の状況や地域経済の動向は予断を許さない状況が続いています。

○財政見通しと行政需要への対応

令和3年度における世田谷区の財政見通しは、特別区税は、令和2年度前半のリーマンショック時を超える急激な景気後退局面から、その後の緩やかな経済活動の回復や人口の動向等を踏まえ、前年度比で△76億円の減収を見込んでいます。また特別区交付金においても、景気の動向を踏まえた減額に加え、税制改正における地方法人課税の見直しの影響などにより、前年度比で△52億円の減額と、特別区税とあわせて合計△128億円の大幅な減収を見込んでいます。

こうした中、区は、切迫する区民の行政ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するため、当面の区政運営の指針として定めた「世田谷区政策方針」のもと、感染拡大防止対策と区民生活支援、区内経済の維持の両立を図りながら、子ども関連経費や社会保障関連経費の増、本庁舎等整備や学校等の耐震補強工事などの財政需要にも確実に対応するため、施策事業の本質的な見直しに取り組むとともに、補正予算と連動させた複数年による予算編成とするなど、必要な財源の確保に取り組んできました。

○「世田谷区政策方針」に基づく施策の推進

令和3年度当初予算編成においては、「世田谷区政策方針」のもと、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に、福祉、教育、災害対策など、基本計画に掲げる施策の推進、自治体DXの取組みなど、新型コロナウイルス対策と将来につながる施策の両立を図るため、「高齢者から子どもまで暮らしを支える予算」として編成しました。

Ⅱ. 当初予算の概要

○世田谷区政策方針に基づく重点施策 予算額合計 40 億円

1. 新型コロナウイルス感染症防止対策 18 億円

PCR検査体制の確保、保健所の防疫体制の確保、社会福祉施設等への支援事業など

2. 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み 16 億円

ひとり親世帯への支援、区内中小企業等への支援、雇用の維持・確保など

3. 子どもの学びと育ちの支援 5 億円

ICTを活用した新たな学びの実現、教員への支援

4. DXの取組み 4 億円

○令和2年度補正予算と連動させた対応 55 億円（工事等の前倒し）

厳しい財政見通しのもと、公共工事等の継続的な発注機会の確保を前提とした工事の前倒しなど、令和2年度補正予算と連動させた複数年による予算の対応を基本に編成を行いました。

○事務事業の見直し 一般財源の抑制効果額 81.9 億円

「世田谷区政策方針」のもと、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に、全庁を挙げた施策事業の本質的な見直しに取り組むとともに、コロナ禍における事業の休止や先送りなど歳出の抑制を図り、必要な財源の確保に取り組みました。

<内訳>

事業規模や対象の見直し 35.5 億円

事業内容や手法の見直し・転換 9.2 億円

他の施策事業と合わせた見直し 3.3 億円

事業の休止や廃止 5.6 億円

事業経費の精査など 28.3 億円

Ⅲ. 今後の課題（目標）

国の令和3年度の経済見通しでは、「総合経済対策の着実な実施等により、年度途中には経済の水準がコロナ以前の水準に回帰することが見込まれる。」としていますが、東京都を中心にコロナ感染者の急激な増加が続いており、再び緊急事態宣言が発出されるなど、予断を許さない状況が続いています。こうした中、区は、感染拡大防止対策と区民生活支援、区内経済の維持の両立を図りながら、子ども関連経費や社会保障関連経費の増加などの財政需要にも確実に対応する必要があることから、引き続き行政経営改革の取組みを一層進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが必要です。

- (1) 特別区民税、国民健康保険料、保育園保育料などについて、債権管理の適正化と収納率の向上に努めるとともに、区有財産の有効活用等により、自主財源の確保に努めます。
- (2) 区民負担等については、施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、適切な見直しを図ります。
- (3) 特別区債は、適切な範囲で活用を図ります。
- (4) 基金（特定目的積立基金）からの繰入金は、各種事業の年次計画等を踏まえ、計画的な活用を図ります。また、年度間の財政調整のための財政調整基金については、財政収支の状況によりやむを得ない場合、臨時的・緊急的な措置として、必要最小限度の繰入れを行います。
- (5) 自治体DXの取組みをはじめ、ICT（情報通信技術）化の一層の推進、区民との協働、民間企業との連携等により、区民サービスの向上を図ります。
- (6) 定員適正化の取組みによる職員定数の効率的な配分を行うとともに、重点政策等に適確に対応できる機動的・効率的な人員体制の構築を進めます。
- (7) 「世田谷区政策方針」に掲げる施策を効率的・効果的に進め、財政計画（財政見通し）との調整を図りながら、基本構想・基本計画の実現に向けた取組みを進めていきます。
- (8) 公共施設の整備は、「公共施設等総合管理計画」に基づき、財政状況を見据えて年次計画の見直し等を行いながら、順次効率的な整備を進めます。
- (9) 外郭団体改革基本方針に基づき、各団体の自主・自立に向けた取組みを進めます。
- (10) ふるさと納税や地方法人課税の見直しなど、不合理な措置の是正に23区一体で取り組みます。
- (11) 都区制度について、分権時代にふさわしい制度の構築に向けて、引き続き取組みを進めます。

IV 令和3年度当初予算規模

各会計当初予算規模

(単位：百万円)

会計区分		令和2年度	令和3年度	増減額	増減率
一般会計		327,735	319,989	△7,745	△2.4%
特別会計	国民健康保険事業会計	80,586	79,768	△818	△1.0%
	後期高齢者医療会計	21,861	21,604	△257	△1.2%
	介護保険事業会計	73,612	67,960	△5,652	△7.7%
	学校給食費会計	2,983	3,057	74	2.5%
合計		506,776	492,378	△14,398	△2.8%

- 一般会計は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政見通しを踏まえ 3,199 億 8,900 万円、前年度比で△2.4%、△77 億 4,500 万円の減となりました。
- 国民健康保険事業会計は、被保険者数の減少による保険給付費などの減により、797 億 6,800 万円、前年度比で△1.0%、△8 億 1,800 万円の減となりました。
- 後期高齢者医療会計は、保険者である東京都広域連合により算出された医療給付費の見込み等により、区の負担金が減少したことなどから、216 億 400 万円、前年度比で△1.2%、△2 億 5,700 万円の減となりました。
- 介護保険事業会計は、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）にて推計した保険給付費等の見込みを反映させたことから、679 億 6,000 万円、前年度比で△7.7%、△56 億 5,200 万円の減となりました。また、保険給付費等の見込みを踏まえ、介護給付費準備基金を活用することで、令和3年度から令和5年度の介護保険料の引き下げを図りました。
- 学校給食費会計は、配食人数の増などにより、30 億 5,700 万円、前年度比で 2.5%、7,400 万円の増となりました。